

# 石川県麺類食堂生活衛生同業組合定款

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この組合は、麺類業について衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図るため、自主的活動を促進すると共に、過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され又は阻害されるおそれがある場合に、組合員の経営の安定をもたらすための措置を自主的に講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この組合は、石川県麺類食堂生活衛生同業組合と称する。

(地 区)

第 3 条 この組合の地区は、石川県の区域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この組合は、主たる事務所を金沢市に置く。

2. 各支部の事務所をこの組合の従たる事務所とする。

(支 部)

第 5 条 この組合には支部を置く。

2. 支部の区域及び事務所は別表の通りとする。

3. 支部の組織及び運営については、規約をもって別に定める。

(広告の方法)

第 6 条 この組合の広告は、この組合の掲示場に掲示し、且つ必要があるときは、北国新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 事 業

(事 業)

第 7 条 この組合は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 過度の競争により組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され若しくは阻害されるおそれがあり、又は組合員の営業の健全な経営が阻害され若

- しくは阻害されるおそれがある場合における料金（又は販売価格）の制限
2. 前号に掲げる事態が存する場合における営業方法の制限
  3. 第1号に掲げる事態が存する場合における営業施設の配置の基準の設定
  4. 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
  5. 食品等の規格又は基準の検査
  6. 組合員の営業に関する共同施設
  7. 組合員に対する構造設備又は営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金のあっせん（あっせんに代えてする資金の借入れ及びその借入れた資金の組合員に対する貸付けを含む。）
  8. 組合員の営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成に関する施設
  9. 組合員の福利厚生に関する事業
  10. 組合員の共済に関する事業
  11. 組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導その他の当該事業の実施に資する事業
  12. 前各号の事業に付帯する事業

### 第 3 章 組 合 員

（組 合 員）

第 8 条 この組合の組合員となる資格を有するものは、組合地区内において麵類食堂業を営むものとする。

（加 入）

第 9 条 この組合に加入しようとする者は、氏名若しくは名称、住所又は所在地及び営業を行う場所を記載した加入申込書に加入金を添えて提出しなければならない。

2. 加入申込書を受けたときは、理事会でその加入を承認するかどうかを決定して組合員名簿に記載する。
3. 加入金の額は、総会で定める。

( 加入者の出資の払込 )

第 9 条の 2 前条第 2 項の承認を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の金額の払込をしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することにより加入するときは、この限りでない。

( 相続加入 )

第 10 条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の 1 人が相続開始後 30 日以内に加入の申出をしたときは、前 2 条の規定にかかわらず相続開始の時に組合員になったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

( 脱 退 )

第 11 条 組合員は次の事由によって脱退する。

1. 組合員たる資格の喪失
  2. 死亡又は解散
  3. 除 名
2. 組合員に前項第 1 号及び第 2 号の事由があったときは、遅滞なく届け出るものとする。
3. 組合員は、第 1 項各号に定める事由によることなく自由脱退しようとする場合は、この組合に予告を行なった日の属する事業年度の末日において脱退することができる。
4. 前項の予告は、当該事業年度の末日の 60 日前までに脱退の旨を記載した書面でなければならない。

( 除 名 )

第 12 条 次の各号の一に該当する組合員は、総会の議決によって除名することができる。この場合に於て、この組合はその総会の会日の一週間前までに、当該組合員に対して、その旨を通知し、且つ総会に於て弁明する機会を与えなければならない。

1. 適正化規程に違反した組合員
2. 出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠った組合員
3. 組合員の事業を妨げ又は妨げようとする行為をした組合員
4. 組合の秩序を乱す行為をした組合員
5. 組合の事業の利用につき不正行為をした組合員
6. 法令に違反し、その他組合の信用を失わせるような行為のあった組合員

(脱退者の持分の払いもどし)

第13条 組合員が脱退したときは、その持分の金額を払いもどすものとする。  
ただし、その脱退が除名によるときはその半額とする。

(出資口数の減少)

第14条 組合員は次の各号の一に該当するときは、事業年度末においてその出資口数を減少すべきことを請求することができる。

1. 営業を休止したとき
  2. その他とくにやむを得ない理由があるとき
2. この組合は前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。
3. 出資口数の減少については、前条の規定を準用する。

(適正化規程の遵守)

第15条 組合員は、適正化規程が定められたときは、これに従わなければならない。

2. 適正化規定に違反した組合員は、理事会の議決により過怠金を納めなければならない。この場合に於て理事会はその会日の一週間前までに、当該組合員に対してその旨を通知し、且つ理事会に於て、弁明する機会を与えなければならない。
3. 過怠金の額は総会で定めた額をこえてはならない。

(届出事項)

第16条 組合員はその氏名若しくは名称、住所又は所在地及び営業を行う場所

を変更したときは、一週間以内にその旨を組合に届出なければならない。

#### 第 4 章 出資及び持分

(出資の引受)

第 17 条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

(出資一口の金額)

第 18 条 出資一口の金額は、500円とする。

(出資の払込)

第 19 条 出資は、一時にその金額を払い込まなければならない。

第 19 条の 2 出資の払込は、払込の金額、期日及び方法を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

(出資口数の最高限度)

第 20 条 一組合員の有する出資口数は、組合員の総出資口数の 15 分の 1 をこえてはならない。

(持 分)

第 21 条 組合員の持分は次の基準により算定する。

1. 出資金については、各組合員の出資額により算定すること。
  2. 準備金については、各組合員の出資額により毎事業年度末において算定加算すること。
  3. 特別積立金については、組合員が本組合の事業を利用した分量に応じて毎事業年度末において算定加算すること。
2. 準備金又は特別積立金により損失のてん補をしたときは、その損失額をてん補した科目について有する持分をあん分し、その持分の中からこれを控除する。第 58 条第 2 項ただし書の規定により特別積立金を臨時緊急の費用に充てた場合も同様である。
3. この組合の財産が、その出資額より減少したときの持分は、各組合員の出資額により算定すること。

4. 持分の算定にあたっては、その基礎となる金額で計算上不便な端数は切り捨てるものとする。

## 第 5 章 総 会

### ( 総 会 )

第 2 2 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### ( 総会の招集 )

第 2 3 条 総会は第 2 5 条の規定により組合員が招集する場合を除いて理事長が招集し、その議長となる。

第 2 4 条 通常総会は、理事会の議決により毎年6月から7月までの間に於いて招集しなければならない。

第 2 5 条 臨時総会は、必要に応じ理事会の議決により何時でも招集することができる。

2. 組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したときは、理事会はその請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集することを決しなければならない。

第 2 6 条 前条第 2 項の規定により臨時総会の招集を請求した日から10日以内に理事長が総会招集の手続をしないときは、石川県知事の承認を得て臨時総会を招集することができる。この場合における議長はその臨時総会に於て選任するものとする。

第 2 7 条 総会の招集は、会日の一週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合員名簿に記載してある組合員の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてて送付して行うものとする。

第 2 8 条 総会は延期又は続行の議決をすることができる。

### ( 総会の議決事項 )

第29条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 定款の変更
2. 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
3. 組合員に対する組合費の賦課及び徴収の方法
4. 適正化規程の設定、変更又は廃止
5. 解 散
6. その他この定款で定める事項

(総会の議事)

第30条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ議事を開いて議決することができない。この場合に於て書面、又は代理人によって議決権を行使する組合員は、出席したものとみなす。

2. 総会の議事は出席者議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。但し、次に掲げる事項については、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

1. 定款の変更
  2. 適正化規程の設定、変更又は廃止
  3. 解 散
  4. 組合員の除名
  5. 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和32年6月法律第164号、以下「法」という)第57条第1項の申出
3. 総会に於ては、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外についても議決することができる。但し、次に掲げる事項については議決することができない。

1. 定款の変更
2. 適正化規程の設定、変更又は廃止
3. 解 散
4. 組合員の除名

5. 法律57条第1項の申出
4. 総会の議決について特別の利害関係のある者は、議決権を行使することができない。この場合に於いて、行使することのできない議決権の数は、出席者の数に算入しない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  1. 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
  2. 総会の議事の経過の要領及びその結果
  3. 総会に出席した役員の氏名
  4. 議長の氏名
  5. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(議決権及び選挙権)

第32条 組合は総会に於いて、おのおの1個で且つ平等の議決権及び選挙権を有する。

2. 組合員は、書面又は代理人をもって第26条の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
3. 代理人は、10人以上の組合員を代理することができない。
4. 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に差し出さなければならない。

## 第 6 章 役員、顧問及び職員

(役員)

第33条 この組合に次に掲げる役員を置く。



1. 理 事 若干名

2. 監 事 若干名

2. 役員は総会に於いて選挙する。

3. 理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

4. 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、3ヶ月以内に補充しなければならない。

(任 期)

第34条 理事の任期は2年とする。但し補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

(理 事)

第35条 理事は、理事会を組織して業務の執行に当たる。

(理事長、副理事長、専務理事、常務理事)

第36条 理事のうち理事長1名、副理事長若干名、専務理事1名、常務理事若干名を理事の互選により決定する。

2. 理事長は、業務を総理しこの組合を代表する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長の指名する副理事長がその職務を代行する。

4. 専務理事は理事長を補佐し、その組合業務を行う。

5. 常務理事は常時業務を掌理する。

(監 事)

第37条 監事は会計の監査を行う。

2. 監事はこの組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

3. 監事の任期は2年とする。

(役員報酬)

第39条 役員報酬は総会に於いて定める。

(役員解任)

第39条 組合員は、総組合員の5分の1以上の連署をもって解任の理由を記載した書面を理事に提出して役員解任を請求することができる。

2. 前項の規定による解任の請求は理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。但し、法令又はこの定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りではない。

3. 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事はその請求を総会の議に付し、且つ総会の会日から一週間前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付し、且つ総会に於いて弁明する機会を与えなければならない。

4. 第1項の規定による解任の請求について、総会に於いて総組合員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

5. 第25条第2項及び第26条の規定は第3項の場合に準用する。

(顧問、相談役)

第40条 この組合に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2. 顧問は学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3. 顧問は、理事長の諮問に応じ、又は業務について意見を述べるができる。

4. 相談役は組合に功績のあった者のうちから理事会の議決をえて理事長が委嘱する。

5. 理事長は組合業務について必要に応じて相談役に協議する。尚相談役は理事会に参加して意見を述べる事が出来る。

(職員)

第41条 この組合に次に掲げる職員を置く事が出来る。

1. 事務職員 若干名

2. 職員は理事長が任命し、その命を受けて庶務に従事する。

3. 職員の給与は理事会に於いて定める。

## 第 7 章 理 事 会

### (理事会の招集)

第 4 2 条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、その議長となる。

2. 理事会の招集は会日の一週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。
3. 理事全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを省略して理事会を開くことができる。

### (議決事項)

第 4 3 条 理事会に於いては、次に掲げる事項について議決する。

1. 総会の招集及び総会に提出する議案
2. 組合員の加入諾否
3. 業務運営の具体的方針の決定
4. 業務執行に関する事項で理事会に於いて必要と認めた事項
5. その他この定款に定める事項

### (理事会の議事)

第 4 4 条 理事会の議事は理事会の過半数が出席し、その過半数で決する。

2. 理事会に出席することのできない理事はあらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について書面により、理事会の議事に加わることができる。
3. 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は出席したものとみなす。

### (理事会の議事録)

第 4 5 条 理事会の議事については書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2. 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  1. 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
  2. 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

- ア 第42条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
- イ 第42条第3項の規定により理事が招集したもの
- 3. 理事会の議事に経過の要領及びその結果
- 4. 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5. 議長の氏名

## 第 8 章 事 業 年 度

(事業年度)

第46条 この組合の事業年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第 9 章 業 務 の 執 行 及 び 会 計

(定款その他書類の備付及び閲覧)

第47条 理事は、定款適正化規定並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2. 前項の組合員名簿には、次の事項を掲載しなければならない。

- 1. 氏名又は名称及び住所
- 2. 加入の年月日
- 3. 組合員及びこの組合の債権者は何時でも理事に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の提出備付及び閲覧)

第48条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、且つ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2. 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承諾を

求めなければならない。

3. 組合員及びこの組合の債権者は、何時でも理事に対し第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第49条 組合は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、何時でも理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合理事には正当な理由がないのに拒んではならない。

(経費の支弁)

第50条 この組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

1. 出 資
2. 組 合 費
3. 加 入 金
4. 手数料及び使用料収入
5. その他の収入

(組 合 費)

第51条 この組合は組合員に対し、組合費を賦課する。

2. 前項の組合費の賦課額及び徴収の方法は、事業年度毎に総会に於いて決定する。

(使 用 料)

第52条 この組合は、第7条第6号の共同施設を利用した組合員に対し、使用料をかすることがある。

2. 前項の使用料の額及び徴収の方法は総会に於いて決定する。

(手 数 料)

第53条 この組合は組合員にかわって、当該組合員の利益のためになした行為に対して手数料を賦課することができる。

2. 前項の手数料の額及び徴収の方法は理事会に於いて決定する。

(貸付金、保証金額の限度)

第54条 一組合員に対する貸付金及び一組合員のためにする保証金額の最高限度は、事業年度ごとに総会の議決を経なければならない。

(共済事業)

第55条 共済事業を行うには、共済事業規約及び共済事業に加入した組合員の名簿を作るものとする。

2. 共済事業の基金は、毎事業年度の当該事業における剰余金の一部及び当該事業に加入し、又は加入しようとする組合員から徴収した共済拠出金をもって充てる。

3. 共済基金は共済金として使用するほか、他の費用に充てることはできない。

4. 共済事業に要する事務費は、当該事業に加入し又は加入しようとする組合員から別に徴収するものとする。

5. 共済事業に関する収支は、各当該事業ごとに特別会計として経理しなければならない。

(共済事業規約)

第56条 共済事業規約には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 共済の種類
2. 共済拠出金及び共済金に関する事項
3. 共済基金に関する事項
4. 共済事業に要する経費に関する事項
5. 共済事業の査定に関する事項
6. 共済に関する組合員の権利義務に関する事項
7. 共済事業の会計に関する事項
8. その他必要な事項

(法定準備金)

第57条 この組合は出資総額に相当する金額に達するまで毎事業年度の剰余金の10分の1以上を法第49条の4第1項の準備金として積み立てるものとする。

2. 加入金、過怠金及び第13条ただし書の規定により払い戻しをしない金額は準備金に繰り入れるものとする。

(特別積立金)

第58条 この組合は毎事業年度の剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2. 前項の特別積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、総会の議決により臨時緊急の費用に充当することができる。

(剰余金及び繰越金)

第59条 一事業年度における総利益に総繰越損益金を加減したものを剰余金とし、第57条の規定による準備金、前条の規定による特別積立金及び納税引当金を控除して、なお剰余があるときは総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金の配当)

第60条 剰余金の配当は、総会の議決を経て年一割の範囲内において、毎事業年度末における組合員の出資額に応じてし、なお剰余があるときは組合員がその事業年度においてこの組合に支払った使用料又は手数料額その他この組合の事業を利用した分量に応じてする。

2. 剰余金の配当額の計算については、第21条の2の第2項の規定を準用する。
3. 払込済出資額に応じてする配当金は、組合員が出資の払込を終わるまではその払込に充当するものとする。

(損失金の処理)

第61条 損失金のてん補は、第58条の特別積立金により行い、なお不足があるときは、第57条の準備金により行うものとする。

(職員退職給与引当金)

第62条 この組合は、毎事業年度末において、職員退職給与引当金として職員給与総額の100分の5以上を計上する。

## 第 10 章 解 散

(解 散)

第 63 条 この組合は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
  2. 破 産
  3. 石川県知事の解散命令
2. 前項第 1 号の総会の決議は、石川県知事の認可を受けなければその効力を生じない。
3. この組合が解散したときは、破産による場合を除いては理事が精算人となる。但し、総会に於いて他人を選任したときはこの限りではない。

## 第 11 章 雑 則

(規約委任)

第 64 条 この定款に定めるもののほか、役員選挙、業務の執行及び会計その他この定款の施行に関し必要な事項は総会の議決により規約で定める。

## 附 則

(施行期日)

1. この定款は認可のあった日から施行する。

(経過規定)

2. この組合設立当初の加入金の額は、第 9 条第 3 項の規定にかかわらず、発起人が定め創立総会の承認を受けるものとする。
3. この組合創立当初の事業年度は第 46 条の規定にかかわらず設立の日始まり翌年 3 月 31 日までとする。
4. この組合設立当初の役員任期は、第 34 条本人の規定にかかわらず事



項の事業年度までとする。

5. この組合設立当初の役員は、第24条第2項の規定にもかかわらず創立総会に於いて選挙（又は選任）する。

（施行期日）

1. この定款の変更部分は、変更の認可があった日から施行する。

（経過規定）

2. この定款の変更により出資組合への移行する場合におけるこの組合の事業年度は、第46条の規定にかかわらず収支決算に関しては移行の日の翌日から当該事業年度末の末日までの期間をそれぞれ事業年度とみなす。